

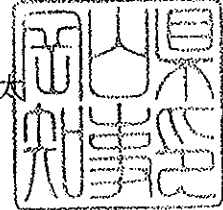
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都千代田区外神田四丁目1 4 番1 号
名称 エコシステムジャパン株式会社
代表取締役 永野 立男



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条の 5 第 1 項の許可を受けた者であることを証する。

岡山県知事 伊原木 隆太



許可の年月日 平成 25 年 06 月 01 日

許可の有効年月日 平成 32 年 05 月 30 日

1. 事業の範囲

(1) 積替え又は保管の有無
有

(2) 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）

廃酸（水素イオン濃度指数 2.0 以下のもの、又は水銀又はその化合物（アルキル水銀化合物を含む。）、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）

廃アルカリ（水素イオン濃度指数 12.5 以上のもの、又は水銀又はその化合物（アルキル水銀化合物を含む。）、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）

感染性産業廃棄物

廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物、ポリ塩化ビフェニル処理物（これらのうち微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等に限る。）

鉱さい（水銀又はその化合物（アルキル水銀化合物を含む。）、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

廃石綿等

ばいじん（水銀又はその化合物（アルキル水銀化合物を含む。）、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又は

その化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)

燃え殻 (カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)

汚泥 (水銀又はその化合物 (アルキル水銀化合物を含む。)、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)

以上12種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

所在地：岡山県久米郡美咲町吉ヶ原字火ノ谷1045番10

面積：268㎡、高さ：屋内において保管するため規定なし、保管上限：702m³

種類：廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物、ポリ塩化ビフェニル処理物 (これらのうち微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等に限る。)、汚泥 以上4種類

3. 許可の条件

積替え又は保管の場所の所在地及び面積

所在地：岡山県久米郡美咲町吉ヶ原字火ノ谷1045番10

面積：268㎡

4. 許可の更新又は変更の状況

平成05年05月31日 新規許可

平成06年03月30日 変更許可 (積替え保管場所の設置)

平成06年06月21日 変更許可 (取り扱う特別管理産業廃棄物の種類の追加)

平成07年05月15日 変更許可 (取り扱う特別管理産業廃棄物の種類の追加)

平成07年11月27日 変更許可 (取り扱う特別管理産業廃棄物の種類の追加)

平成10年05月31日 更新許可

平成14年07月23日 変更許可 (積替え保管場所の追加)

平成14年08月27日 変更許可 (取り扱う特別管理産業廃棄物の種類の追加)

平成15年05月31日 更新許可

平成15年09月18日 変更許可 (取り扱う特別管理産業廃棄物の種類の追加)

平成17年09月20日 変更許可 (取り扱う特別管理産業廃棄物の種類の追加)

平成20年05月31日 更新許可

平成21年10月21日 変更許可 (取り扱う特別管理産業廃棄物に係る有害物質の追加)

平成24年02月22日 変更許可 (取り扱う特別管理産業廃棄物の種類の追加等)

平成24年11月28日 変更許可 (積替え保管場所の面積及び積替えのための保管上限の変更)

平成25年05月31日 更新許可 (優良認定)

平成25年06月01日 変更許可 (取り扱う特別管理産業廃棄物に係る有害物質の追加)

5. 積替え許可の有無 無

岡山市 無

倉敷市 無

6. 規則第10条の22第2項の規定により準用する規則第9条の2第5項による許可証の提出の有無

有